

本則支給認定・みなし認定の有効期間について

自立支援医療の支給認定（本則支給認定）の有効期間（法第55条）は1年以内、また、法附則第13条のみなし認定の有効期間は1年以内とする予定（省令で規定予定）であるが、平成19年3月頃に各自治体に本則支給認定事務が集中するおそれがあることから、各認定の有効期間等については本資料に基づき取り扱うことができるものとする。

I みなし認定に係る原則

みなし認定の有効期間は1年以内であることから、

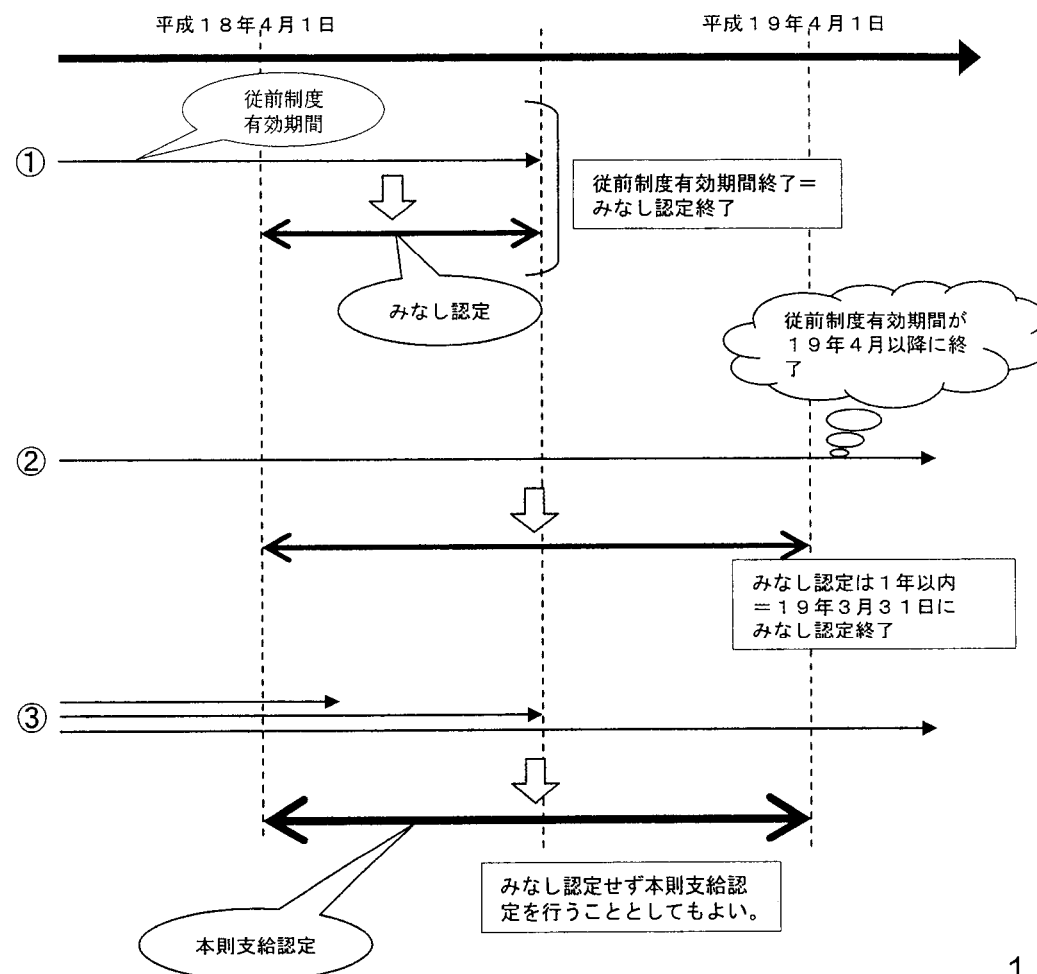
① みなし認定は、従前の育成医療・更生医療・精神通院医療についての給付等の有効期間（従前制度有効期間）が終了するまでの間、有効であるものとする（みなし認定の有効期間は「1年以内」であって「1年間」ではない。）。

② ただし、従前制度有効期間が平成19年4月1日以降に終了する場合には、みなし認定は平成19年3月31日で終了するものとする。

※ ②の例は、有効期間が2年間である精神通院医療の場合のみ該当することとなる。

③ 自立支援医療を受ける者の状況等に応じ、従前制度有効期間がある場合でも、みなし認定をせず、平成18年4月以降を始期とする新規の本則支給認定のみを行うこととしてもよい。

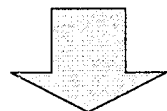
（注）みなし認定を行う際の「重度かつ継続」の判断には、「簡便な意見書」から判断しても、従前制度の診断書における疾病名の記載から判断しても差し支えない。



II 例外ルールA

平成18年3月31日までは、みなし認定と同時に、みなし認定終了後（＝従前制度有効期間終了後）の本則支給認定も行うことができるものとする。

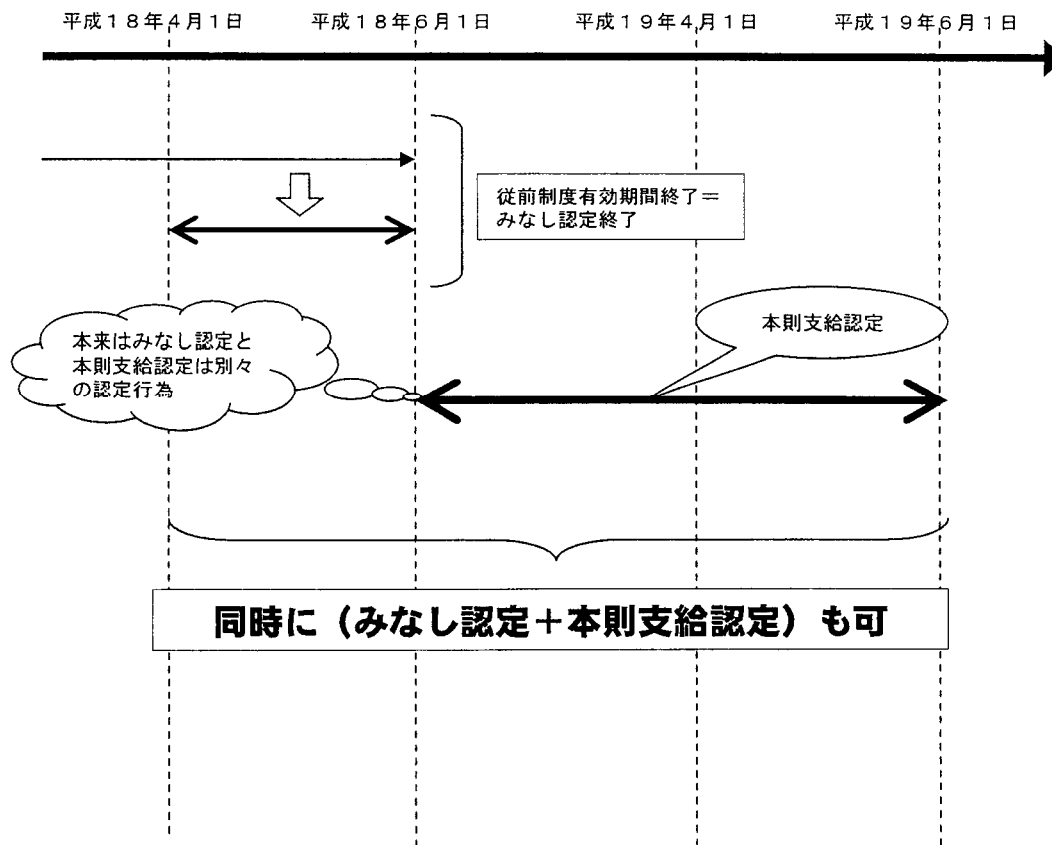
例：従前制度有効期間が平成18年5月31日までの場合
みなし認定と同時に、最長で平成18年6月1日から平成19年5月31日までの本則支給認定を行うことができる。また、みなし認定も含め本則認定用の申請書を使用しても差し支えない。



この場合、「みなし認定の受給者証」と「本則支給認定の受給者証」の2枚を発行することとする。

ただし、各自治体の判断で、本則支給認定の受給者証は平成18年3月段階では交付せず、適宜の時期に郵送・窓口手渡し等の方法により交付することも差し支えない。

なお、この場合は、従前制度有効期間を超えて、新たに本則支給認定を行うものであるから、新規支給認定のために医師の意見書が必要であるものとする。



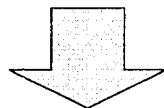
Ⅲ 例外ルールB

みなし認定に係る原則の②に該当する場合には、

i. みなし認定の有効期間を平成18年の「従前制度有効期間の終期の「月」の末日まで」としつつ（つまり、みなし認定の有効期間を従前制度有効期間の1年前としつつ）、

ii. 当該みなし認定と同時に、みなし認定終了後（＝従前制度有効期間終了後）の本則支給認定を同時に行うことができるものとする。

例：従前制度有効期間が平成19年5月31日までの場合
 みなし認定と同時に、i. みなし認定の有効期限を18年「5月31日」までとしつつ、ii. 最長で平成18年6月1日から平成19年5月31日までの本則支給認定を行うことができる（なお、このとき例外ルールCの適用はないことに留意）。また、みなし認定も含め本則認定用の申請書を使用しても差し支えない

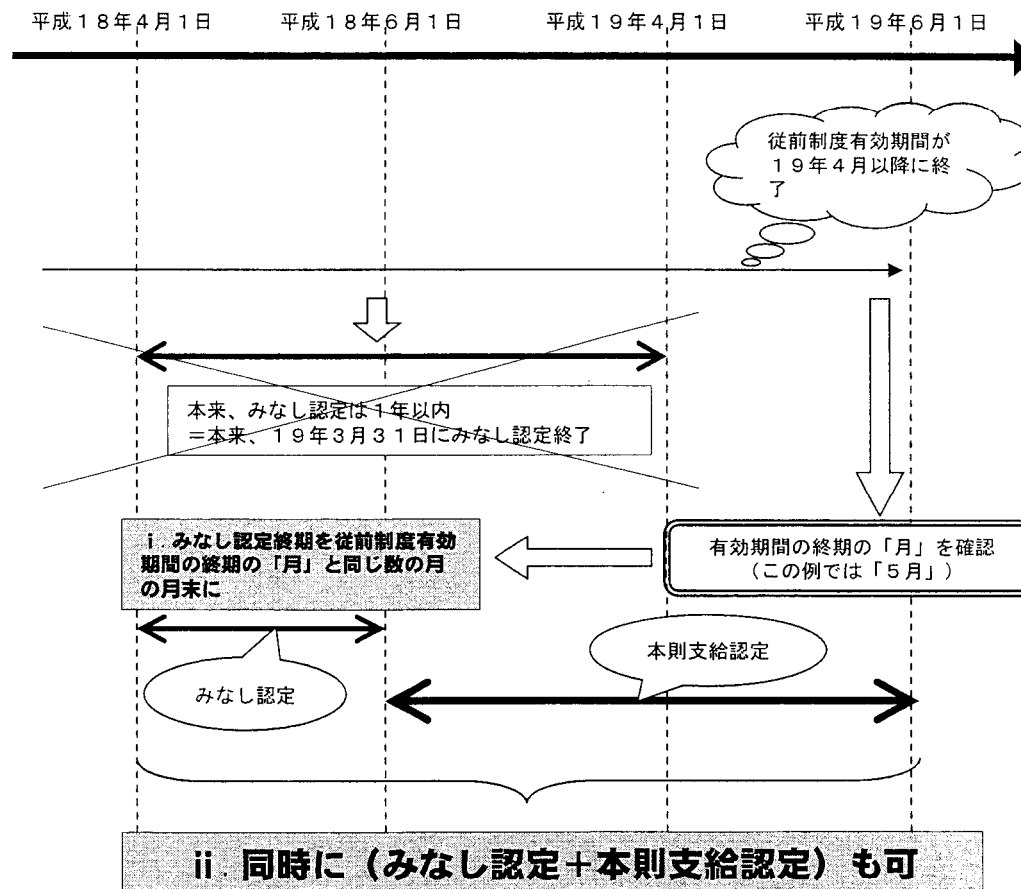


この場合、「みなし認定の受給者証」と「本則支給認定の受給者証」の2枚を発行することとする。

ただし、各自治体の判断で、本則支給認定の受給者証は平成18年3月段階では交付せず、適宜の時期に郵送・窓口手渡し等の方法により交付することも差し支えない。

※ルールAと同様

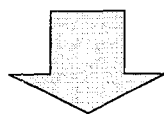
なお、この場合は、結果として従前制度有効期間の範囲内で、（短くなった）みなし認定と本則支給認定を行うのであるから、本則支給認定のための医師の意見書は不要であることとする。



Ⅲ 例外ルールC

平成18年4月1日から平成18年10月31日までの間を始期とする新たな本則支給認定（みなし認定と同時に行われる本則支給認定を除く）を行う場合に限り、各自治体における本則支給認定・みなし認定の事務の程度を勘案し、各自治体の判断によって、有効期限を最長で1年6ヶ月以内の間の適宜の期間とすることができるものとする。

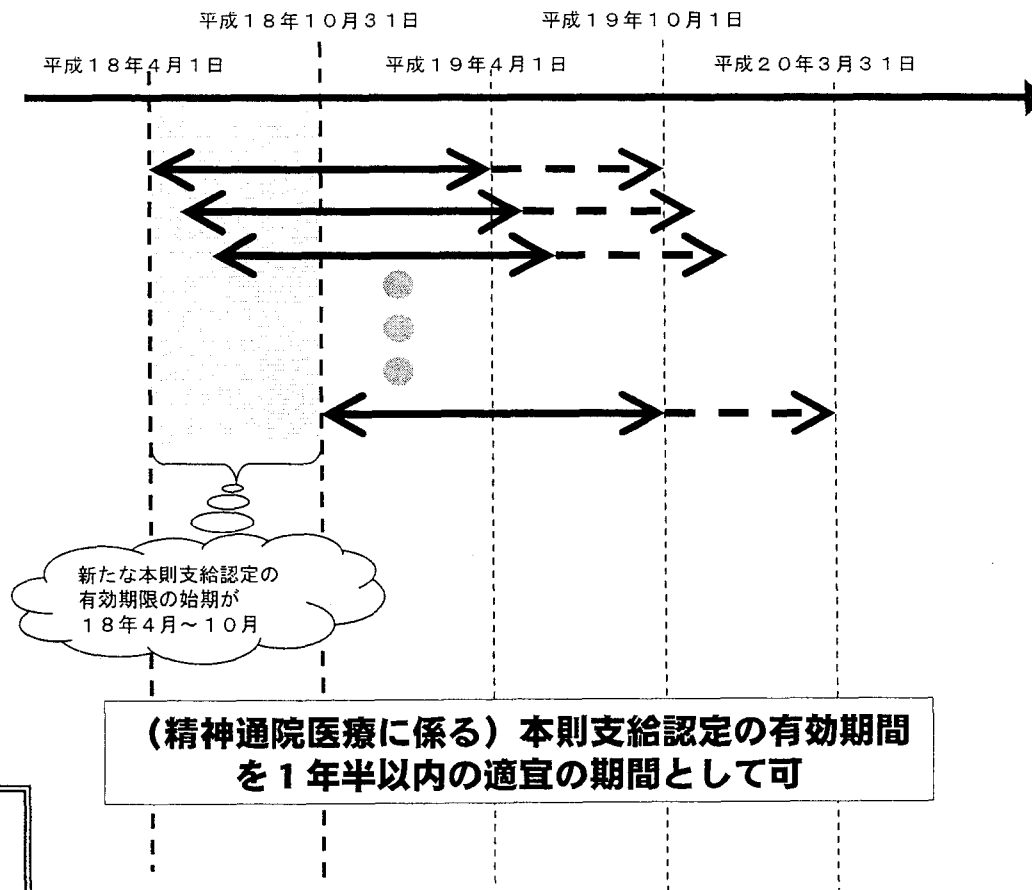
例：平成18年10月を始期とする本則支給認定
平成19年10月31日～平成20年3月31日の間の適宜の各月の末日を終期とする支給認定を行うことができる。



育成医療・更生医療については、それぞれの医療の特性から考えれば例外ルールCの対象とはならず、**精神通院医療のみルールCの対象**になりうるものとする。

※みなし認定に係る原則③を踏まえれば、みなし認定をせずに例外ルールCを適用することもあり得ることに留意。

※一旦みなし認定を受けた者については、例外ルールCは適用しない（みなし認定ではなく、新制度の認定のみを行う場合に適用）ことに留意。



支給認定に必要となる意見書・診断書の整理

	みなし認定			本則支給認定	
	支給認定	重度かつ継続		支給認定	重度かつ継続
育成医療	意見書不要	他の資料で証明できれば意見書省略可	}	意見書必要 ※様式提示済み	意見書によって判断
更生医療	意見書不要	他の資料で証明できれば意見書省略可		意見書必要 ※従前どおりで可	意見書によって判断
精神通院医療	診断書不要	他の資料で証明できれば診断書省略可※		診断書必要 ※従前様式で可	診断書によって判断※

＜基本的な考え方＞

- ① 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）を必要とする状態にあるかどうか等
を判断するために、医師の意見書・診断書が必要となる。
- ② さらに、いわゆる「重度かつ継続」について、対象となる疾病に該当するかどうかを確認
することが必要となる。

＜みなし認定の場合＞

- 上記①については、現行制度による患者票・医療券等によって公費負担医療の対象となる
旨と、「みなし認定」の対象となる期間を確認できるので、改めての医師の意見書・
診断書の提出は不要となる。
- 上記②については、現行制度における認定申請時の意見書・診断書や医療券等の資料に
よって確認できる場合には、意見書・診断書の提出を不要とすることができる。
- ※精神通院医療に係る「重度かつ継続」については、「重度かつ継続」の対象に「集中・継続的な治療を要する者」を含めることとしたこと等を踏まえ、「『重度かつ継続』に関する意見書」（みなし認定用）を示したところ。

＜本則支給認定の場合＞

- 上記①及び②とも、本則支給認定の申請時に証明をさせる必要があることから、医師の意見書・診断書の提出が必要。
- ※なお、精神通院医療については、診断書によって確認できるのであれば、重度かつ継続のための診断書の提出は省略できるが、「集中・継続的な治療を要する者」については、診断した医師の要件（精神

障害福祉サービスの負担上限月額が 15,000 円となる者及び自立支援医療の負担上限月額が 2,500 円となる者に係る収入 80 万円の確認範囲について

平成 18 年 2 月 10 日
厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課

障害福祉サービスの負担上限月額が 15,000 円となる者（障害者自立支援法施行令第 17 条第 1 項第 3 号）及び自立支援医療の負担上限月額が 2,500 円となる者（同施行令第 35 条第 1 項第 4 号）を判定する際の収入については、以下の収入の合計額が 80 万円以下となる場合ですので、よろしくお願いたします。

法令上の規定（障害者自立支援法施行令第 17 条第 1 項第 3 号、第 35 条第 1 項第 4 号）

- ① 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額
- ② 所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額
- ③ その他厚生労働省令で定める給付

- ① 合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号、第 313 条第 1 項及び第 2 項、所得税法第 22 条）
 - ・総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
- ② 公的年金等の収入金額（所得税法第 35 条第 3 項、所得税法施行令第 82 条の 2）
 - ・国民年金法、厚生年金保険法、各共済組合法、独立行政法人農業者年金基金法などの規定による年金（非課税となっている遺族年金、障害年金等は厚生労働省令で定める給付として別に規定）
 - ・一時恩給以外の恩給（所得税法第 9 条で非課税とされている遺族恩給等は除く）
 - ・過去の勤務により会社などから支払われる年金
 - ・適格退職年金契約による年金など
- ③ 厚生労働省令で定める給付（表現は実際の省令とは異なります）
 - ・国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）第 1 条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
 - ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
 - ・船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに改正前の船員保険法に基づく障害年金

- ・ 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）第 1 条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- ・ 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）第 1 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- ・ 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 106 号）第 1 条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- ・ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 13 年法律第 101 号）附則第 16 条第 4 項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第 6 項に規定する移行農林年金のうち障害年金及び同法附則第 25 条第 4 項各号に掲げる特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
- ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付
- ・ 国家公務員災害補償法（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償
- ・ 地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、特別障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第 34 号附則第 97 条第 1 項の規定による福祉手当

<参照条文>

○ 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）

第十七条 法第二十九条第四項に規定する当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十一条において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 （略）

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定障害福祉サービス等のあった月の属する年の前年（指定障害福祉サービス等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第三十五条第一項第四号において同じ。）、当該指定障害福祉サービス等のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。第三十五条第一項第四号において同じ。）及び当該指定障害福祉サービス等のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 一万五千元

四 （略）

2・3 （略）

※ 自立支援医療は政令第三十五条第一項第四号で規定（範囲は同一）

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十二 （略）

十三 合計所得金額 第三百十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2～4 （略）

（所得割の課税標準）

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。

3～16 （略）

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

（非課税所得）

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一・二 （略）

三 恩給、年金その他これらに準ずる給付で次に掲げるもの

イ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）及び傷病賜金その他公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受けるこれらに準ずる給付で政令で定めるもの

ロ 遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。）

ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて受ける給付

四～十七 （略）

2 （略）

（課税標準）

第二十二條 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 総所得金額は、次節（各種所得の金額の計算）の規定により計算した次に掲げる金額の合計額（第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）又は第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）とする。

一 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（第三十三条第三項第一号（譲渡所得の金額の計算）に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び雑所得の金額（これらの金額につき第六十九条（損益通算）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額

二 譲渡所得の金額（第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び一時所得の金額（これらの金額につき第六十九条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額の二分の一に相当する金額

3 退職所得金額又は山林所得金額は、それぞれ次節の規定により計算した退職所得の金額又は山林所得の金額（これらの金額につき第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）とする。

（退職手当等とみなす一時金）

第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する退職手当等とみなす。

一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定を除く。）、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和三十八年法律第百四十五号）及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの

二 厚生年金保険法第九章の規定に基づく一時金で同法第百二十二条（加入員）に規定する加入員の退職に基因して支払われるもの及び石炭鉱業年金基金法（昭和三十二年法律第百三十五号）の規定に基づく一時金で同法第十六条第一項（坑内員に関する給

付)又は第十八条第一項(坑外員に関する給付)に規定する坑内員又は坑外員の退職に基因して支払われるもの

- 三 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の規定に基づいて支給を受ける一時金で同法第二十五条第一項(加入者)に規定する加入者の退職により支払われるもの(同法第三条第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。)その他これに類する一時金として政令で定めるもの

(雑所得)

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

- 2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

- 一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
- 二 その年中の雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

- 3 前項に規定する公的年金等とは、次に掲げる年金をいう。

- 一 第三十一条第一号及び第二号(退職手当等とみなす一時金)に規定する法律の規定に基づく年金その他同条第一号に規定する制度に基づく年金(これに類する給付を含む。第三号において同じ。)で政令で定めるもの
- 二 恩給(一時恩給を除く。)及び過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金
- 三 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金(第三十一条第三号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が支給される同法第二十五条第一項(加入者)に規定する加入者(同項に規定する加入者であつた者を含む。)の負担した金額がある場合には、その年金の額からその負担した金額のうちその年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額に相当する部分に限る。)その他これに類する年金として政令で定めるもの

○ 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)

(非課税とされる業務上の傷害に基づく給付等)

第二十条 法第九条第一項第三号イ(非課税所得)に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第二十二条第一項(旧軍人等に対する増加恩給等の給付等)の規定による傷病年金
- 二 労働基準法第八章(災害補償)の規定により受ける療養の給付若しくは費用、休業補償、障害補償、打切補償又は分割補償(障害補償に係る部分に限る。)
- 三 船員法第十章(災害補償)の規定により受ける療養の給付若しくは費用、傷病手当、予後手当又は障害手当
- 四 条例の規定により地方公共団体から支払われる給付で法第九条第一項第三号イに規定する増加恩給又は傷病賜金に準ずるもの

- 2 法第九条第一項第三号ハに規定する政令で定める共済制度は、地方公共団体の条例において精神又は身体に障害のある者(以下この項において「心身障害者」という。)を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、当該地方公共団体

が心身障害者の扶養のための給付金を定期的に支給することを定めている制度（脱退一時金（加入者が当該制度から脱退する場合に支給される一時金をいう。）の支給に係る部分を除く。）で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- 一 心身障害者の扶養のための給付金（その給付金の支給開始前に心身障害者が死亡した場合に加入者に対して支給される弔慰金を含む。）のみを支給するものであること。
- 二 前号の給付金の額は、心身障害者の生活のために通常必要とされる費用を満たす金額（同号の弔慰金にあつては、掛金の累積額に比して相当と認められる金額）を超えず、かつ、その額について、特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。
- 三 第一号の給付金（同号の弔慰金を除く。次号において同じ。）の支給は、加入者の死亡、重度の障害その他地方公共団体の長が認定した特別の事故を原因として開始されるものであること。
- 四 第一号の給付金の受取人は、心身障害者又は前号の事故発生後において心身障害者を扶養する者とするものであること。
- 五 第一号の給付金に関する経理は、他の経理と区分して行い、かつ、掛金その他の資金が銀行その他の金融機関に対する運用の委託、生命保険への加入その他これらに準ずる方法を通じて確実に運用されるものであること。

（公的年金等とされる年金）

第八十二条の二 法第三十五条第三項第一号（公的年金等の定義）に規定する政令で定める年金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる年金とする。

- 一 国民年金法等の一部を改正する法律第五条（船員保険法の一部改正）の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく年金
- 二 厚生年金保険法附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が支給する年金
- 三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条第一項若しくは第二項（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条第一項（外地関係共済組合に係る年金の支給）又は第七条の二第一項（旧共済組合員に対する年金の支給）の規定に基づく年金
- 四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 附則の規定又は同法第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく年金

2 法第三十五条第三項第三号に規定する政令で定める年金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる給付とする。

- 一 第七十二条第二項第一号又は第七号（確定給付企業年金に係る規約に基づく一時金に類する一時金）に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）
- 二 中小企業退職金共済法第十二条第一項（退職金の分割支給等）に規定する分割払の方法により支給される同条第五項に規定する分割退職金
- 三 第七十二条第二項第三号イに規定する小規模企業共済契約に基づいて小規模企業共済法第九条の三第一項（共済金の分割支給等）に規定する分割払の方法により支給される同条第五項に規定する分割共済金
- 四 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金（当該契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちその退職年金が支給される基因となつた勤務をした者の

負担した金額がある場合には、その年において支給される当該退職年金の額から当該退職年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該契約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該退職年金に係る次条第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

- 五 確定拠出年金法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約又は同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて同法第二十八条第一号（給付の種類）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）に掲げる老齢給付金として支給される年金
- 3 前項第一号に掲げる給付は、第七十六条第一項各号（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる給付（年金に該当するものに限る。）を含まないものとし、前項第四号に掲げる退職年金は、第七十六条第二項各号に掲げる給付（退職年金に該当するものに限る。）を含まないものとする。
- 4 前項に規定する給付として支給される金額は、法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る雑所得以外の雑所得に係る収入金額とする。

自立支援医療に係る生活保護移行防止策（生保減免）について

平成18年2月10日

厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課

（防止策の内容）

自立支援医療費の受給者について、市町村民税額等から設定される負担上限月額に基づき自己負担額を支払うことによって生活保護が必要となることが想定される場合であって、かつ、より低い負担上限月額が適用されれば生活保護を必要としなくなることが想定される場合については、より低い負担上限月額を適用し、生活保護に移行することを防止する（以下当該防止策を「生保減免」という。）こととする。

（具体的な仕組み）

福祉事務所において生活保護申請を受理し収入認定を行う際に、収入から控除する自立支援医療に係る自己負担額（当該月における自立支援医療に係る医療費総額の予想額、所得区分に応じた自己負担額の予想額及び食事療養費における標準負担額等を勘案して算出される額）を減免することで生活保護を必要としなくなる者（以下「境界層対象者」という。）については、生活保護申請を却下し、「障害者自立支援法における境界層対象者証明書（以下「証明書」という。）」を交付する。

却下に際しては、生保減免において適用しうる負担上限月額が、①5,000円、②2,500円、③0円、④0円＋食事療養費免除の4区分であるので、適用すれば生活保護を必要としなくなる区分のうち、最も高額な区分を適用させる前提で却下を行う。

その際、証明書には境界層対象者であること並びに減免又は免除が行われるべき生保減免に係る負担上限月額の区分（上記①から④の区分）を記載することとする。

生保減免を希望する受給者は、支給認定の申請又は支給認定の変更申請の際に、当該証明書を添えて市町村等に申請を行う。

市町村等は、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）及び自己負担上限額管理票（以下「管理票」という。）に境界層対象者であること及び適用すべき負担上限月額（減免又は免除後の額）を記載する。なお、食事療養費の免除に該当する場合は、その旨を受給者証及び管理票に記載すれば良いものとする（負担上限月額が0円である旨を記載しなくともよい。）。

受診者が指定自立支援医療機関で自立支援医療を受けた場合は、受給者は受給者証及び管理票を提示し、指定自立支援医療機関は管理票に記載された額を限度として受給者から自己負担額を徴収することとする（徴収実績を管理票に記載するのは他の場合と同様。負担上限月額が0円の場合は受給者証の提示により管理票の提示及び徴収実績の記載は省略して差し支えない）。

なお、自立支援医療においては、支給認定の有効期間中に負担上限月額に変更を生じさせる場合、通常、新たな負担上限月額は変更認定のあった日の属する月の翌月初日から適用されることとしているが、生保減免については、生保減免を前提として生活保護が却下されていることから、証明書の発行に係る生活保護の申請日の属する月の月初に遡及して適用するものとする。

（障害担当部局の留意事項）

自立支援医療費の支給認定の申請者が、申請時点において生保減免の適用を希望している場合又は生保減免の対象者であることが明らかである場合には、支給認定の申請と同時に福祉事務所で生保減免の手続をとるよう指導すること。

また、福祉事務所における生保減免手続に際して福祉事務所から当該生保減免申請者の所得状況、自立支援医療における所得区分、負担上限月額、概算医療費等の問合せがあった場合には、本人の同意を得なくとも協力して差し支えない（生活保護法第29条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号）。ただし、前段において生保減免の手続をとるよう指導する場合など、予め生保減免を申請することが分かっている場合には、福祉事務所の照会に応じて市町村等の保有する情報を提供する旨、本人の同意を得ておくことが望ましい。

<参照条文>

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（調査の囑託及び報告の請求）

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 （略）

3・4 （略）

(生保減免一問一答)

Q 1 生活保護移行防止措置（以下「生保減免」という。）の対象となる所得区分に制限はあるのでしょうか。

A 1 生保減免をしなければ生活保護の対象となる人すべてです。低所得のみならず、中間所得世帯等であっても条件に合致すれば減免の対象となります（ただし、自立支援医療の対象外となっている者、経過措置で対象となっている一定所得以上の高額治療継続対象者（いわゆる「重度かつ継続」）は対象外です）。

Q 2 生保の世帯と自立支援医療の世帯の概念が異なりますが、実務においてはどのように考えればいいのでしょうか。

A 2 それぞれの制度における世帯概念を使用します。つまり、福祉事務所では生保世帯範囲で通常どおり判断することになります。なお、受診者（申請者ではない）が生活保護世帯若しくは生保減免対象世帯に所属している場合には、所得のある被保険者の医療保険に扶養されている場合であっても生活保護世帯又は生保減免の対象として取扱うこととします。

Q 3 世帯概念が異なることにより、生保減免後の上限額より世帯の特例による所得区分に基づく上限額の方が低くなってしまいうケースが出てくると思いますが、その場合はどちらを採用するのでしょうか。

A 3 低い方の負担上限月額を採用してください。

Q 4 自立支援医療の申請時に添付する境界層対象者証明書は障害者本人分だけでよいのでしょうか。

A 4 18歳以上の障害者（受診者）の場合は本人分のみで構いません。
18歳未満の障害児の場合、医療費の負担義務及び自立支援医療費の受給権は児童福祉法に基づく障害児の保護者に発生するため、当該保護者の証明書を添付する必要があります。

Q 5 福祉と医療の双方を利用する場合、減免の順序はどうなるのでしょうか。

A 5 福祉を先に減免します。福祉の負担上限をゼロにしてもなお生保の対象となる場合であって、医療の負担上限を減額すれば生保の対象外となる場合に生保減免の対象となります。

Q 6 生保の対象となるか判定する際の医療費はどのように考えればいいのでしょ

うか。

- A6 更生医療、育成医療については医師の意見書に医療に要する期間・医療費の概算額を記載することになっています。精神通院医療については、福祉事務所が市町村等の障害担当部局に照会することになります。
- Q7 境界層対象者証明書にはどのように記載されるのでしょうか。
- A7 証明書には4つの区分（5,000円、2,500円、0円、食事療養費免除）のどこに該当するかを記載することとなっています。具体的な記載方法については社会・援護局保護課より別途福祉事務所に連絡文書を発出することとしています。
- Q8 生保減免に該当した場合、受給者証及び負担上限月額管理表にどのように記載すれば良いのでしょうか。
- A8 境界層対象者に該当する旨及び適用すべき負担上限月額（5,000円、2,500円、0円、食事療養費免除）を記載してください。なお、減免後の負担額が0又は食事療養費免除であって負担上限額管理表が不要である場合は、負担上限額管理表には記載しなくとも差し支えありません。
- Q9 支給認定を受けている途中で生保減免の対象となり、負担上限月額を変更することになりました。上限額の変更は福祉と同様、申請された日の属する月の翌月の初日に遡って適用するのでしょうか。
- A9 生活保護の適用を回避する必要がありますので、生活保護の申請があった日の属する月の初日に遡って適用します。
- Q10 中間層の場合、高額療養費の上限（7万2300円＋1％）からいきなり5,000円になるのでしょうか。
- A10 高額療養費制度における生保減免（3万5400円）を適用することで生活保護を必要としなくなる場合には、高額療養費制度による減免を適用することになります。食費についても同様に、自立支援医療制度では全額負担か免除かとなりますが、医療保険の減免制度（780円→650円→500円→300円）を適用することで生活保護を必要としなくなる場合には、当該減免制度を優先して適用することとなります。それでもなお生活保護を必要とするが、免除することで保護を必要としなくなる場合に、自立支援医療制度における生保減免の対象となります。詳細は「高額療養費及び老人医療に高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」（平成14年9月30日社援保発第0930001厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照してください。

高額治療継続者に係る「医療保険の多数該当」の確認方法について

1 認定要件

申請前の12ヶ月間において、申請者の属する医療保険の世帯が3回以上、高額療養費の支給を受けた月があること。

2 証明方法

申請者が申請時に高額療養費の支給通知書の写し、高額療養費の請求に係る医療機関の領収書*等の提出により1の事実を証明する。

* 保険適用の対象となる医療に係る領収書であって、申請者又は申請者と同じ医療保険に属する者が受けた医療に係るものに限る。

3 留意点

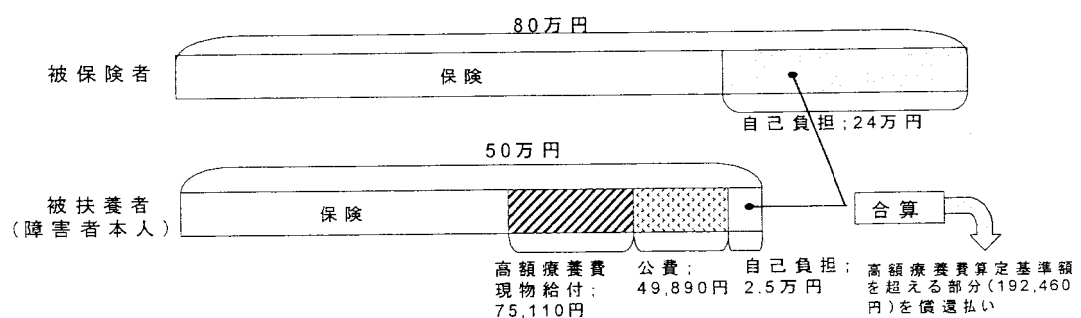
・留意点 1

医療保険制度における多数該当と同様、保険優先の公費負担医療（育成医療、更生医療、精神通院医療など）が行われる療養に係る高額療養費のうち現物給付化されるものは多数該当にカウントされない。

・留意点 2

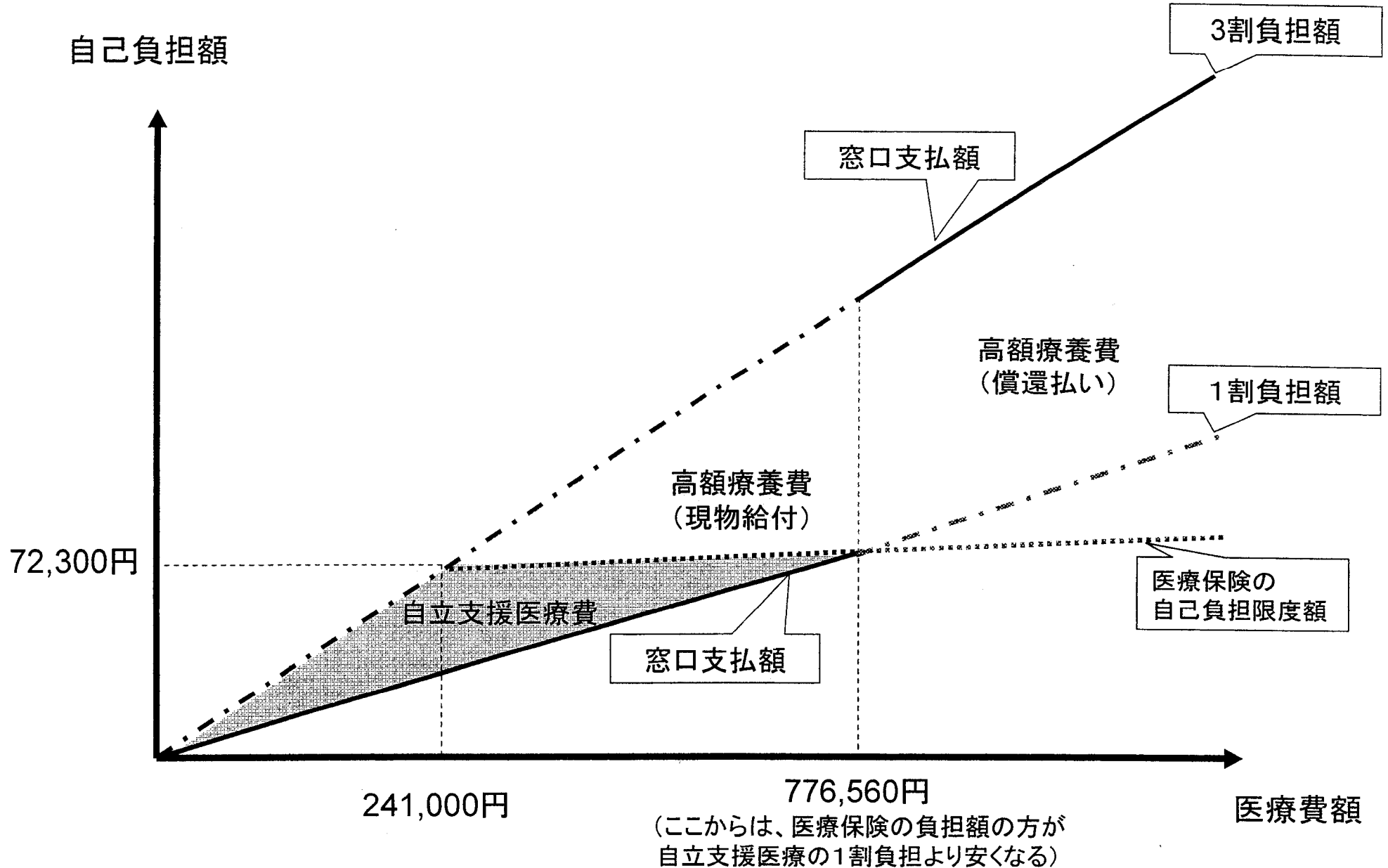
医療保険制度における多数該当と同様、障害者本人の属する医療保険の世帯として高額療養費が3回支払われたかどうかによって判定する。

例) 以下のケースは高額療養費が1回支払われたものとカウントされる。



別添資料 6

中間所得層(負担上限月額なし)における自己負担額の考え方



複数疾病の場合の事務取扱いの基本的考え方

ある受診者につき、複数の疾病が自立支援医療の対象に該当する場合の事務取扱いについては次のとおりとする。

① 育成医療・更生医療の受給者証は疾病ごとに発行し、精神通院医療の受給者証は受給者ごとに発行する。

育成医療及び更生医療については、疾病に応じて、i 必要となる支給認定の有効期間や ii 受診する指定自立支援医療機関は異なる場合もあることから、複数の疾病が自立支援医療の対象に該当する場合については、その疾病ごとに受給者証を発行することとする一方、精神通院医療については、受給者ごとに受給者証を発行する。

② 育成医療・更生医療の受給者番号は、受給者証ごと（疾病ごと）に割り振ることとし、受給者単位で共通化しない。

育成医療及び更生医療につき①に基づき複数発行された受給者証に記載する受給者番号は、①と同様の観点から、受給者証ごとに異なる番号を設定し、受給者単位で共通化しない。

③ 負担上限月額は、各制度間で合算せず、管理票も制度ごとに発行する。

上限額管理については、従前から、育成医療・更生医療・精神通院医療の種別ごとに給付（費用徴収）を行いつつ、各医療内における複数の疾病については統合して管理することとしていることから、上限額管理票は制度の種別ごとに受給者単位で発行することとし、各制度間では合算しないこととする。

④ 同一制度内において、月初めから自己負担上限額が複数ある場合は、最も低い上限額を適用する。

同一の制度内において月初めから複数の自己負担上限額が生じる場合には、最も低い上限額を適用する（一ヶ月間全体で発生する複数の自己負担上限額についてのみ、この取扱いを行うものであり、月の途中から複数の自己負担上限額が生じた場合には、それぞれの上限額を適用するものとする。）。なお、この場合、自己負担上限額管理票には各疾病ごとに割り振った受給者番号全てを記載する。

例： i 受診者 30 歳 低所得 2 小腸機能障害かつ腎疾患

→受給者番号 2 種割り振り：小腸機能障害の受給者証＋腎疾患の受給者証＋上限額管理票 1 枚（5 千円・受給者番号 2 種記載）

ii 受診者 30 歳 中間所得層 鼓膜穿孔かつ心疾患

→受給者番号 2 種割り振り：鼓膜穿孔の受給者証＋心疾患の受給者証

iii 受診者 30 歳 中間所得層 2 鼓膜穿孔かつ統合失調症

→受給者番号 2 種割り振り：鼓膜穿孔の受給者証＋統合失調症の受給者証＋上限額管理票 1 枚（1 万円・統合失調症の受給者番号のみ記載）

iv 受診者 15 歳 中間所得層 2 鼓膜穿孔かつ小腸機能障害

→受給者番号 2 種割り振り：鼓膜穿孔の受給者証＋小腸機能障害の受給者証＋上限額管理票 1 枚（1 万円・受給者番号 2 種記載）

v 受診者 15 歳 中間所得層 2 鼓膜穿孔かつ統合失調症

→受給者番号 2 種割り振り：鼓膜穿孔の受給者証＋統合失調症の受給者証＋上限額管理票 2 枚（4 万 2 千円・1 万円・受給者番号は 1 種ずつ記載）